

算定基礎届関係Q&A

【届出について】

Q1	提出期限が7月2日から7月10日までとなっていますが、期限を過ぎても提出は可能ですか。	A1	期限を過ぎても提出は可能ですが、できる限り期限内の提出をお願いします。
Q2	送付されてきた算定基礎届に新入社員の名前が記載されていないが、どうしたらよいですか。	A2	被保険者の氏名等を印字し、送付している算定基礎届は、5月19日までに日本年金機構で入力処理をした情報をもとに作成しています。5月31日以前に社会保険に加入した被保険者の情報が記載されていない場合、算定基礎届に氏名等必要事項を追記し、提出してください。
Q3	4月昇給の当月支払であり、7月の月額変更に該当するが、算定基礎届に必要な事項を記載し、備考欄「3. 月額変更予定」に○をすれば、月額変更届の提出は不要ですか。	A3	算定基礎届の他に、7月改定の月額変更届が別途、必要です。なお、算定基礎届については、当該被保険者の備考欄「3. 月額変更予定」に○のみを記載し、提出してください。
Q4	8月改定又は9月改定の月額変更に該当する場合、算定基礎届とどちらを優先したらよいですか。	A4	8月改定又は9月改定の月額変更により決定された標準報酬月額が優先されます。そのため、算定基礎届の提出後に8月又は9月改定の月額変更に該当した場合は、別途、月額変更届を提出してください。
Q5	病気療養中のため給料の支払いがない被保険者について、算定基礎届の提出が必要ですか。	A5	病気療養中等により、算定基礎届の対象となる4月・5月・6月の各月とも報酬の支払いがない場合も、算定基礎届の提出は必要です。この場合、備考欄「5. 病休・育休・休職等」を○で囲み、「9. その他」欄に「○月○日から休職」等と記入し、ご提出いただきますと、保険者において従前の標準報酬月額で決定することとなります。 (算定基礎届の記入・提出ガイドブック(平成30年度)P13参照)
Q6	算定の対象となる期間の途中で70歳になった場合、備考欄はどう記載したらよいですか。	A6	70歳以上被用者の方は、備考欄の「1.70歳以上被用者算定」を○で囲んでください。算定期間中に70歳に到達したこと等により、健康保険と厚生年金保険の算定基礎届が異なる場合は、70歳以上被用者にかかる算定基礎届を()内に記入してください。
Q7	備考欄「6. 短時間労働者(特定適用事業所等)」と「7. パート」はどのような者が対象になりますか。	A7	「6. 短時間労働者」は、1週間の所定労働時間および1か月の所定労働日数が同じ事業所に使用される通常の労働者の4分の3以上の基準を満たさない場合であっても、特定適用事業所・任意特定適用事業所に勤務し、週の所定労働時間が20時間以上など、一定の要件に該当する場合に被保険者となる「短時間労働者」を指します。「7. パート」は、上記4分の3基準を満たす短時間就労者(以下「パートタイマー」という。)を指します。 (リーフレット参照) http://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2017/20170315.html
Q8	同時に二か所以上の事業所に勤務する従業員の算定基礎届はどのように提出したらよいでしょうか。	A8	同時に二か所以上の事業所に勤務する方の標準報酬月額は、各事業所から受ける報酬を合算して決定されます。二か所以上の事業所に勤務する方の算定基礎届は、通常送付の算定基礎届(事務センターから送付)とは別に年金事務所から送付します。送付された算定基礎届は、選択事業所を管轄する年金事務所へ提出してください。通常送付の算定基礎届への記載は不要です。
Q9	標準報酬月額の算定の対象となる期間に、被保険者区分の変更(短時間労働者であるかないか)があった場合、どの月を対象としたらよいですか。	A9	算定の対象となる期間に被保険者区分の変更があった場合は、区分の混在があっても、原則、一般の被保険者(パートタイマー含む)は17日以上を、短時間労働者は11日以上を算定の対象とし、対象となった月の平均で報酬月額を決定します。ただし、パートタイマーの場合で、上記支払基礎日数を満たす月がない場合、パートタイマーで、支払基礎日数が15日以上を算定の基礎とします。
Q10	送付されてきた算定基礎届総括表の記入例の「勤務状況」欄について、「1か月の勤務日数」を記載する項目の横に「1日の勤務時間」を記載する例となっているが、総括表(原本)は「1週の勤務時間」となっている。どのように記入したらよいですか。	A10	ご迷惑をおかけして申し訳ありません。一部の事業所へ送付した記入例に誤りがありました。正しくは「1週間の勤務時間」となりますので、当欄には、1週間の勤務時間を記入していただきますようお願いいたします。

Q11	送付されてきた算定基礎届に、70歳以上の従業員1名について、2項目(2人分)連続で表示されています。どのように記入したらよいですか。
-----	--

A11	70歳以降に資格を取得した方の場合、日本年金機構から送付する算定基礎届には、2項目(2人分)表示されます。これは、健康保険被保険者と厚生年金保険70歳以上被用者についてそれぞれ表示しているものです。 被保険者整理番号と基礎年金番号により同一の方であることを確認し、それぞれの項目に必要な事項を記載いただく、または1つの項目を斜線で抹消し、もう1つの項目に必要な事項を記載いただくか、いずれかの方法によりご提出をお願いします。 ※70歳前から資格を取得している方の場合は、1項目で表示されます。
-----	--

【支払基礎日数について】

Q12	月給者、日給者について、それぞれ算定基礎届の「給与計算の基礎日数」欄をどのように記載したらよいですか。
-----	---

A12	算定基礎月である4、5、6月の各月に受けた報酬の支払いの基礎となった日数(以下「支払基礎日数」という。)を記入してください。 月給者は、出勤日数に関係なく1カ月分の給与が支払われるため、各月の歴日数を記載してください。 ただし、欠勤日数分の給与が差し引かれる場合、給与規程等に基づき事業所が定めた日数(所定労働日数)から欠勤日数を控除した日数を記載してください。 日給者は、出勤日数が支払基礎日数になります。
-----	---

Q13	パートタイマーの場合の算定の対象となる月について教えてください。
-----	----------------------------------

A13	パートタイマーの場合も、一般の被保険者の場合と同様に、原則、支払基礎日数が17日以上を算定の対象月とします。ただし、4、5、6月とも支払基礎日数が17日未満の場合は、支払基礎日数15日以上の月を対象月として算定します。 (算定基礎届の記入・提出ガイドブック(平成30年度)P7参照)
-----	---

Q14	算定の対象となる期間に、従業員が1時間だけ勤務し帰宅した日があったため、1時間分の給与を支払った。この日は支払基礎日数に含まれますか。
-----	---

A14	支払基礎日数とは、その報酬の支払い対象となった日数となります。そのため、1時間だけの勤務であっても、給与(報酬)の支払い対象となっている場合は、1日としてカウントし、支払基礎日数に含めることになります。
-----	---

Q15	夜勤労働者で日をまたぐ勤務を行っている場合の支払基礎日数はどのようになりますか。
-----	--

A15	①月給者の場合:各月の歴日数を支払基礎日数とします。 ②日給者の場合:給与支払の基礎となる出勤回数を支払基礎日数とします。 (変形労働時間制を導入している場合は、③に準じて扱います。) ③時給者の場合:各月の総労働時間を事業所の所定労働時間で割って得た日数を支払基礎日数とします。
-----	---

Q16	被保険者の区分の変更が、月の途中に行われた場合、その月の支払基礎日数はどのようになりますか。
-----	--

A16	対象月の報酬の給与計算期間の末日における被保険者区分に応じた支払基礎日数により、その月が算定の対象月となるかならないかを判断します。
-----	--

【報酬月額について】

Q17	6か月単位で従業員に支給した通勤手当は、報酬月額に含まれますか。
-----	----------------------------------

A17	6か月単位で支給した通勤手当は、6で割って、1ヶ月あたりの額を算出し、各月の報酬月額に含まれます。
-----	---

Q18	今年は業績が良く、4回目の賞与を支払ったが、過去3回分は賞与支払届を提出し保険料を支払った。算定基礎届はどのように記入したらよいですか。
-----	--

A18	諸規定により、年4回以上の賞与の支給が定められている場合は、当該賞与を報酬に含めて算定します。この場合、7月1日前の1年間に受けた4回以上の賞与の合計額を12で除した上で、各月の報酬月額に算入し、標準報酬月額を算定することとなります。 ただし、賞与が臨時的に支払われた場合等、当該賞与がその年に限り支給されたことが明らかでない場合(翌年以降の支払は未定)は、年間の賞与支給回数に含めないこととなりますので、その場合は報酬月額に算入せず、「賞与支払届」による届出をお願いします。
-----	---

Q19	3月以前に支払うべき給与を、支払い忘れにより4月に支払った。算定基礎届はどのように記入したらよいですか。
-----	--

A19	給与支払いの遅延等により、算定対象月の報酬月額に算定対象月の前月以前分の支払額(遡及支払額)が含まれている場合は、報酬月額の総計から遡及支払額を除いた報酬月額により、標準報酬月額を算定します。 ご質問のケースは、「⑧ 遡及支払額」欄に遡及支払額の支払いがあった月(4月)及び遡及支払額(3月以前分の支払額)を記入し、「⑩ 修正平均額」欄に総計から遡及支払額(3月以前分の支払額)を除いた額により算出した平均額を記入してください。 (算定基礎届の記入・提出ガイドブック(平成30年度)P14参照)
-----	--

Q20	6月に支払べき給与を、遅配として7月に支払う予定。算定基礎届はどのように記入したらよいか。	A20	<p>算定対象期間に給与の遅配がある場合は、算定対象月から給与の支払いが遅配となった月(6月)を除いた月の平均額に基づき標準報酬月額を算定します。 ご質問のケースは、「⑩修正平均額」欄に総計から6月の報酬月額を除いた金額により算出した平均額を記入し、⑯備考欄の「9. その他」に○をして、遅配分がある月と遅配日数を記入してください。</p> <p>(算定基礎届の記入・提出ガイドブック(平成30年度)P14参照)</p>
Q21	基本給や諸手当の支払月が変更となった結果、通常の月よりも給与額が増減する場合、算定基礎届はどのように記載したらいいですか。	A21	<p>①給与や諸手当が、翌月払いから当月払いに変更された場合、変更月に支給される給与等に重複分が発生しますが、制度変更後の給与等がその月に受けるべき給与であるとみなして、変更前の給与は除外した上で4、5、6月の平均を算出し、標準報酬月額を算定します。</p> <p>②当月払いの諸手当が翌月払いに変更された場合は、変更月には諸手当が支給されないこととなるが、その月は算定の対象から除き、残りの月に支払われた報酬で定時決定を行います。</p>
Q22	給与の締め日に変更になり、変更月の支払基礎日数が通常の月よりも増加(減少)しました。算定基礎届はどのように記載したらいいですか。	A22	<p>①支払基礎日数が増加する場合 超過分の報酬を除外した上で、その他の月の報酬との平均を算出します。 例)給与締め日が20日から25日に変更された場合 締め日を変更した月のみ給与計算期間が前月21日～当月25日となるため、前月21日～前月25日の給与を除外し、締め日変更後の給与と制度で計算すべき期間(前月26日～当月25日)で算出された報酬をその月の報酬とします。</p> <p>②支払基礎日数が減少した場合 支払基礎日数が17日以上であれば、通常どおり算出します。17日未満となった場合は、その月を除外したうえで報酬の平均を算出します。</p>
Q23	4月1日に入社した社員について、4月の給与は1か月分の給与が支給されません。毎月20日締め、月末払いのため、支払基礎日数が17日以上ありますが、4月は算定の対象月となりますか。	A23	<p>給与支払対象期間の途中から入社することにより、入社月の給与額が1か月分の額とならない場合は、対象月に含めることで本来の等級よりも低い等級で標準報酬月額が決定されてしまうため、算定の対象月から除いて計算を行います。 ご質問のケースは、支払基礎日数が17日以上ありますが、4月給与は日割計算となっており、1か月の給与が支給されないため、4月は算定の対象月とはなりません。</p> <p>(算定基礎届の記入・提出ガイドブック(平成30年度)P10参照)</p>
Q24	勤務地がA県、社宅がB県に有る場合、現物給与の価額はどちらを使用したらよいですか。	A24	<p>勤務地であるA県の価額で計算します。 被保険者の人事、労務および給与の管理がされている事業所が所在する地域の価額で算定することになるため、A県の価額となります。</p>
Q25	現物給与について、本社と支店が合わせて1つの適用事業所となっている場合、本社または支店のどちらの地域の価額で計算したらよいですか。	A25	<p>それぞれの勤務地による価額で計算します。 現物給与の価額は本来、生活実態に即した価額になることが望ましいことから、本社・支店等それぞれが所在する地域の価額により計算します。 なお、派遣労働者の場合については、実際の勤務地(派遣先の事業所)ではなく、派遣元の事業所が所在する都道府県の価額で計算します。</p>
Q26	業務の性質上、例年4、5、6月の3か月の平均額と年間の平均額の間で2等級以上の差が生じる場合の年間平均の手続きはどのようにしたらよいですか。	A26	<p>算定基礎届には4、5、6月の報酬月額を記入し、備考欄「8. 年間平均」に○をした上で、「事業主の申立書」と「本人の同意書」を添えて提出してください。 4、5、6月の報酬をもとに算出した標準報酬月額と、前年7月～当年6月までの1年間の報酬の月平均額によって算出した標準報酬月額の間で2等級以上の差があり、この差が、業務の性質上、例年発生することが見込まれる場合は、申立てにより過去1年間の月平均報酬月額により標準報酬月額を算出し、修正平均額欄に記載してください。</p> <p>(算定基礎届の記入・提出ガイドブック(平成30年度)P16参照)</p>